

<h1>高知県公報</h1>	発行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発行日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に規定する証明書に関する規則	1
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止の届出 (福祉指導課)	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の休止の届出 (")	3
○特定計量器の定期検査の実施 (工業振興課)	3
公 告	
○令和2年度高知県家畜人工授精等講習会の実施 (畜産振興課)	4
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	4
○土地改良区の定款変更の認可 (2件) (")	5

規 則

高知県地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に規定する証明書に関する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第47号

高知県地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に規定する証明書に関する規則
地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）第12条第2項に規定する同条第1項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

← 9.0センチメートル →

写真貼り付け箇所	<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">身 分 証 明 書</p> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">第 号</p> <p>所属</p> <p>職名</p> <p>氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p>有効期限 年 月 日</p> <p>上記の者は、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第12条第1項の規定に基づき立入検査をする職員であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: center;">高知県知事 印</p>
----------	--

↑ 9.0センチメートル ↓

備考 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

(裏面)

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（抜粋）

（報告徴収及び立入検査）

第12条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、特定地域づくり事業協同組合に対し必要な報告を求め、又はその職員に、特定地域づくり事業協同組合の事務所その他の事業所に立ち入らせ、特定地域づくり事業の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の過料に処する。

(1) 略

(2) 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

告 示

高知県告示第524号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和2年6月30日

高知県知事 濱田 省司

廃止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成30年3月31日	医療法人和光会 四万十市中村一条通 3-3-25	訪問看護ステーションきだわら 四万十市不破2050-20 訪問看護 介護予防訪問看護
平成30年4月1日	有限会社ブルークロス 高岡郡佐川町甲817-2	ブルークロス佐川薬局 高岡郡佐川町甲817-2 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
平成30年5月7日	有限会社ブルークロス 南国市篠原112-1	ブルークロス調剤薬局南国店 南国市篠原112-1 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
平成30年9月30日	土佐くろしお農業協同組合 須崎市多ノ郷甲3751番地11	JA土佐くろしお指定訪問介護事業所 須崎市多ノ郷甲3751番地11 訪問介護
〃	メディカル調剤株式会社 高知市青柳町49番地	メディカル薬局渡川店 四万十市具同2075-2 居宅療養管理指導

	1	介護予防居宅療養管理指導
〃	有限会社竹内神生館グループ 高岡郡佐川町甲1670	竹内神生館薬局こうほく店 高岡郡佐川町甲1670 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
〃	クオール株式会社 東京都港区虎ノ門四丁目3-1 虎ノ門城山トラストタワー37階	クオール薬局姫野々店 高岡郡津野町姫野々473-1 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
〃	〃	クオール薬局杉ノ川店 高岡郡津野町杉ノ川甲38-3 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
平成31年2月28日	リハコンテンツ株式会社 千葉県船橋市習志野台2丁目6番5号	リハプライド土佐 土佐市高岡町甲1874-6 通所介護

高知県告示第525号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業の休止について次のとおり届出があった。

令和2年6月30日

高知県知事 濱田 省司

休止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成31年2月1日	社会福祉法人ふるさと自然村	認知症デイサービスセンターふたな

	南国市岡豊町常通寺島335番地3	高岡郡中土佐町久礼5998 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護
平成31年4月1日	社会福祉法人愛生福祉会 宿毛市平田町戸内1813番地1	豊寿園訪問看護ステーション 宿毛市平田町戸内1824番地 訪問看護 介護予防訪問看護

高知県告示第526号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

令和2年6月30日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定の場所で行う定期検査
特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
東洋町	令和2年8月24日	午後1時30分から 午後3時30分まで	ふれあい館なごみ
〃	令和2年8月25日	午前9時30分から 午前11時30分まで	野根地区公民館
室戸市	〃	午後1時30分から 午後3時30分まで	室戸市佐喜浜生活改善センター
〃	令和2年8月26日	午前9時30分から 午前11時まで	旧高知県室戸保健所
〃	〃	午後1時30分から 午後4時まで	高知県漁業協同組合権名支所
〃	令和2年8月27日	午前9時30分から 午前11時45分まで 及び午後1時から 午後3時まで	室戸市保健福祉センター
〃	令和2年8月	午前9時から午前	吉良川公民館

	月28日	11時30分まで	
〃	〃	午後1時30分から 午後2時30分まで	羽根公民館
奈半利町	令和2年10月5日	午前11時から午前11時45分まで及び 午後1時から午後2時30分まで	奈半利町役場
北川村	令和2年10月6日	午前10時30分から 正午まで	北川村役場
馬路村	〃	午後2時30分から 午後3時30分まで	馬路村役場魚梁瀬支所
〃	令和2年10月7日	午前9時30分から 午前11時30分まで	コミュニティセンターうまじ
安田町	〃	午後1時から午後3時まで	安田町文化センター
本山町	令和2年10月12日	午前10時30分から 午前11時30分まで	本山町役場吉野連絡所
〃	〃	午後1時から午後3時まで	本山町プラチナセンター
南国市	令和2年10月19日	午前10時30分から 午前11時45分まで 及び午後1時から 午後2時30分まで	高知県農業協同組合日章支所
〃	令和2年10月20日	午前10時から午前11時30分まで	高知県農業協同組合十市支所
〃	〃	午後1時30分から 午後2時30分まで	稲生ふれあい館
〃	令和2年10月21日	午前9時45分から 午前11時45分まで	高知県農業協同組合長岡支所
〃	〃	午後1時30分から 午後2時30分まで	岡豊ふれあい館

〃	令和2年10月22日	午前10時から午前11時45分まで及び午後1時から午後2時まで	高知県農業協同組合久礼田支所出荷場
〃	令和2年10月26日	午前10時から午前11時45分まで及び午後1時から午後3時30分まで	南国市役所北車庫前
田野町	令和2年12月1日	午後1時から午後3時まで	田野町保健福祉センター
芸西村	令和2年12月2日	午前10時30分から午前11時45分まで及び午後1時から午後2時30分まで	芸西村村民会館
室戸市、安芸市、南国市、須崎市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、中土佐町、佐川町、越知	令和3年1月1日から同年3月31日まで(高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県工業技術センター

町、構原町、日高村、津野町及び四万十町			
---------------------	--	--	--

- 2 特定計量器の所在場所で行う定期検査
- (1) 特定計量器の種類
非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計
- (2) 検査対象区域
室戸市、安芸市、南国市、須崎市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、中土佐町、佐川町、越知町、構原町、日高村、津野町及び四万十町
- (3) 検査年月日
令和3年1月1日から同年3月31日まで(高知県の休日を定める条例第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

公 告

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項に規定する令和2年度高知県家畜人工授精等講習会(以下「講習会」という。)を次のとおり実施するので、高知県家畜人工授精等講習会規程(昭和25年11月高知県告示第521号)第3条の規定により公告する。

令和2年6月30日

高知県知事 濱田 省司

- 講習会の実施期間
令和2年8月7日(金)から同年9月4日(金)まで
- 講習会の実施場所
高岡郡佐川町中組1247
高知県畜産試験場
- 講習会の種類及び対象となる家畜の種類
家畜人工授精に関する講習会
牛
- 講習会の受講手続
受講願書に写真を貼り付けた履歴書を添えて、令和2年7月28日(火)までに住所地を管轄する家畜保健衛生所長を経由して知事に提出すること。
- 講習会の定員
15名程度
なお、講習会を受講する者は、県内居住の希望者を優先する。また、講習会を受講する者について事前に選考を行うこと

がある。

6 講習会に係る費用の負担

講習会の受講に伴う必要な費用は、当該講習会を受講する者の負担とする。

7 その他

講習会の種類その他不明な点は、高知県農業振興部畜産振興課又は最寄りの家畜保健衛生所若しくは同支所に問い合わせること。



土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、高知市布師田土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の出がであった。

令和2年6月30日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	徳弘 頼昭	高知市布師田2197番地
〃	野々村三男	〃 〃 2132番地
〃	西川 敏孝	〃 〃 478番地
〃	竹村 隆行	〃 〃 352番地2
〃	友村 勝彦	〃 〃 746番地
〃	江渕 正直	〃 〃 1817番地
〃	徳弘 和	〃 〃 2015番地4
〃	澤田 高興	〃 〃 2668番地
〃	北村 謙	〃 〃 1055番地
〃	岡上 政義	〃 一宮徳谷5番24号
〃	古田 辰雄	〃 大津乙2261番地1
〃	島崎 進一	〃 北秦泉寺6番地5
監事	友村 承藏	〃 布師田785番地
〃	飯田 義文	〃 〃 496番地の2
〃	前田 修一	〃 〃 2300番地
(就任)		
理事	徳弘 頼昭	高知市布師田2197番地
〃	西川 敏孝	〃 〃 478番地
〃	美濃 守	〃 〃 1592番地
〃	竹内 康	〃 〃 2135番地
〃	竹村 隆行	〃 〃 352番地2
〃	友村 勝彦	〃 〃 746番地
〃	徳弘 和	〃 〃 2015番地4
〃	澤田 高興	〃 〃 2668番地
〃	北村 謙	〃 〃 1055番地
〃	岡上 政義	〃 一宮徳谷5番24号
〃	古田 辰雄	〃 大津乙2261番地1
〃	森本 伸次	〃 円行寺179番地

監事 飯田 義文 // 布師田496番地の2
// 友村 承藏 // // 785番地
// 前田 修一 // // 2300番地

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、四万十市利岡土地改良区の定款の変更を令和2年6月17日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年6月30日

高知県知事 濱田 省司

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、芸西土地改良区の定款の変更を令和2年6月17日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年6月30日

高知県知事 濱田 省司